

## 歯科矯正への保険適用を求める意見書

健康で健やかな身体を保つために、歯は重要な働きをしている。しかし、近年、子どもたちの食の好みは、固いものより柔らかいものを好む傾向があり、噛むことが少なくなったこともあって、顎の発達の悪い子どもが増えて、また歯並びも悪い子どもが多くなっているといわれている。

乱れた歯並びや、噛み合わせが悪い不正咬合は、外見やそれによる心的な影響を及ぼすだけでなく、虫歯や歯周病、顎関節症などの原因にもなり、さらには、脳の発達にまで影響するといわれている。こうしたことから、すでに学校の歯科検診に歯並びの項目が設けられるようになってきているところである。

また、子どもだけでなく、大人になってから歯並びが悪くなった場合でも、上手に噛めなくなって食物の消化が悪くなったりするなど、健康への影響が出るため、中年からの歯科矯正の意義を認める歯科医もいる。

不正咬合は、歯科矯正をすれば、ほぼ 100% 治るところであるが、健康保険が適用されるのは、唇顎口蓋裂や顎変形症などの顎の手術を伴う特殊な場合だけに限られている。保険適用されない歯科矯正の治療費は全額自己負担で、一般的に 50 万円～100 万円かかるといわれ、あまりにも高額なために、経済的理由から、治療を断念する人も少なくない。

よって、本市議会は、政府に対し、地域住民の健康増進に資するため、医療上の機能回復を目的とする歯科矯正については、これを保険適用の対象とすることを強く要請する。

上記、地方自治法第 99 条第 2 項の規定により意見書を提出する。

平成 12 年 3 月 29 日

三鷹市議会議長 金 井 富 雄